

平成 28 年 3 月 8 日
内閣府（防災担当）

「平成二十七年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」等について

平成 27 年等に発生した災害について、局地激甚災害及びこれらに適用すべき措置を指定する等の 2 つの政令が本日閣議決定されました。

1 政令の概要

(1) 平成二十七年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

本政令により、平成 27 年等に発生した災害（「梅雨前線（台風第 9 号、第 11 号及び第 12 号を含む）」及び「台風第 18 号等」によるものを除く。）について、局地激甚災害を指定するとともに、これに対し適用すべき措置を指定します。

(2) 平成二十七年六月二日から七月二十六日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令及び平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

平成 27 年に発生した梅雨前線（台風第 9 号、第 11 号及び第 12 号を含む）及び台風第 18 号等による災害については、全国を対象とする激甚災害に指定されているところですが、本政令により、それぞれの指定政令を改正し、公共土木施設の災害復旧事業等に関する特別措置が適用される市町村を追加指定します。

2 適用措置ごとの災害数と市町村数

上記 2 政令により、早期局激を含む平成 27 年等の局地激甚災害に対する主な措置等は、次のとおりとなります。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する措置（激甚法第 3 条及び第 4 条）

対象災害数：8（地滑り 3、豪雨・暴風雨 3、風浪 2）

対象市町村数：17 市町村

査定事業費計：約 79.5 億円

(2) 農地等の災害復旧事業等に関する措置（激甚法第5条）

対象災害数：6（地滑り3、豪雨・暴風雨3）

対象市町村数：12市町村

査定事業費計：約11.1億円

(3) 小災害債に関する措置（激甚法第24条）

対象災害数：13（地滑り6、豪雨・暴風雨5、風浪2）

対象市町村数：28市町村

3 適用措置の概要

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第3条及び第4条）

公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げします。

（過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は69%→83%に嵩上げ）

(2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（激甚法第5条）

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げします。

（過去5カ年の実績の平均では農地等は84%→93%に嵩上げ）

(3) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）

公共土木施設や農地等に係る災害復旧事業で、国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入します。

4 今後の予定

3月11日（金）公布・施行

（担当）

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（事業推進担当）付 小川、小泉、阿部

代表：03-5253-2111（内線51382, 51383）

直通：03-3593-2847

平成27年等局地激甚災害及び適用措置

自然現象及び 災害期間	対 象 地 区					適 用 措 置		
	都道府 県名	郡名	市町村名			3条 4条	5条	24条
						公共 土木 施設	農地 等	小災 害債
平成24年7月12日から 平成27年9月25日までの地すべり	熊本県	球磨郡	くまぐん	五木村	いつきむら		○	○
平成25年9月18日から 平成27年2月12日までの地すべり	和歌山県	日高郡	ひだかぐん	みなべ町	みなべちょう	○		○
平成26年3月17日から 平成27年1月9日までの地すべり	愛媛県			西予市	せいよし	○		○
平成26年8月11日から 平成27年9月10日までの地すべり	高知県	長岡郡	ながおかぐん	大豊町	おおとよちょう	○		○
1月7日から同月9日までの風浪	北海道	利尻郡	りしりぐん	利尻富士町	りしりふじちょう	○		○
4月24日から7月27日までの地すべり	新潟県			糸魚川市	いといがわし		○	○
5月12日の暴風雨（台風第6号）	和歌山県	東牟婁郡	ひがしむろぐん	那智勝浦町	なちかつうらちょう		○	○
6月2日から7月26日までの 豪雨及び暴風雨（台風第9号、第11号及び 第12号） ※農地等（5条）は本激指定済み	奈良県	吉野郡	よしのぐん	黒滝村	くろたきむら	○	/	○
	高知県	安芸郡	あきぐん	安田町	やすだちょう	○	/	○
	高知県	安芸郡	あきぐん	馬路村	うまじむら	○	/	○
	熊本県	天草郡	あまくさぐん	苓北町	れいほくまち	◎	/	◎
	宮崎県	東臼杵郡	ひがしうすきぐん	椎葉村	しいばそん	○	/	○
	鹿児島県	鹿児島郡	かごしまぐん	十島村	としまむら	○	/	○
	鹿児島県	大島郡	おおしまぐん	宇検村	うけんそん	○	/	○
7月16日から11月30日までの地すべり	徳島県	名西郡	みょうざいぐん	神山町	かみやまちょう		○	○
8月24日から同月26日までの 暴風雨（台風第15号）	三重県	多気郡	たきぐん	大台町	おおだいちょう		◎	◎
	三重県	北牟婁郡	きたむろぐん	紀北町	きほくちょう		◎	◎
	高知県	吾川郡	あがわぐん	仁淀川町	によどがわちょう		○	○
	高知県	高岡郡	たかおかぐん	梶原町	ゆすはらちょう		○	○
	宮崎県	東臼杵郡	ひがしうすきぐん	諸塚村	もろつかそん		○	○
	宮崎県	東臼杵郡	ひがしうすきぐん	椎葉村	しいばそん		○	○
	鹿児島県	鹿児島郡	かごしまぐん	三島村	みしまむら	○		○
9月7日から同月11日までの 暴風雨及び豪雨（台風第18号） ※農地等（5条）は本激指定済み	宮城県	伊具郡	いぐん	丸森町	まるもりまち	○	/	○
	福島県	南会津郡	みなみあいづぐん	南会津町	みなみあいづまち	◎	/	◎
	福島県	大沼郡	おおぬまぐん	昭和村	しょうわむら	◎	/	◎
	福島県	双葉郡	ふたばぐん	葛尾村	かつらおむら	○	/	○
9月23日及び同月24日の豪雨	高知県	安芸郡	あきぐん	北川村	きたがわむら		○	○
	高知県	高岡郡	たかおかぐん	佐川町	さかわちょう		○	○
10月2日及び同月3日の風浪	北海道	利尻郡	りしりぐん	利尻町	りしりちょう	○		○

※ 「◎」：早期局地激甚災害として指定済み 「/」：全国を対象とした激甚災害（本激）として指定済み